

(一社) 富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部長

業務書類の簡素化の取り組みについて

このことについて、土木建設工事に係る測量、調査、設計業務等の委託業務において、受発注者双方の生産性向上を図るため、下記のとおり実施することとしたので、貴協会会員に対する周知についてご配慮願います。

記

1 簡素化した内容

主な内容（詳細は各改定通知を参照）	改定した基準等
<p>■書類の電子メールによる提出</p> <p>① 一部書類について、電子メールによる提出可能 （後日押印した書類の提出は不要）</p> <p>（業務履行報告書、業務段階確認申出書、業務打合簿、 業務計画書、変更業務計画書、その他押印を必要としない 調査職員あての書類）</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 業務書類の簡素化試行要領（案）の施行</li><li>・ 共通仕様書の改定</li></ul>
<p>■提出書類の簡素化</p> <p>② 当初契約時以外の業務工程表は提出不要 （変更時の工程は変更業務計画書にて確認）</p> <p>③ 変更業務計画書の提出は、数量等の軽微な変更の場合は除くことを明記</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共通仕様書の改定</li></ul>
<p>■様式変更による書類作成の簡素化</p> <p>④ 業務工程表、業務履行報告書の様式を、4月始まりから、任意の月からの様式に変更</p> <p>⑤ 業務履行報告書の様式を、受注者から知事あてから、管理技術者から調査職員あてに変更</p> <p>⑥ 主要な様式の作成フォーマットを Word 形式から Excel 形式へ変更</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 様式の改定</li></ul>

2 適用年月日

平成 30 年 8 月 1 日以降に作成する設計書（①については住宅建設・営繕工事に係るものを除く）から適用する。なお、既発注業務においても受発注者協議の上、平成 30 年 8 月 1 日から適用可能とする。

様式の変更（④⑤⑥）については、平成 30 年 8 月 1 日以降提出する書類から適用する。